

議案第 98 号

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を次のとおり改正しようとする。

令和6年9月3日提出

伊賀市長 岡 本 栄

記

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

伊賀市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年伊賀市条例第62号）の一部を次のように改正する。

第1条中「及び支給額」を「、支給額」に改める。

第4条第1項第1号中「及び」を「又は」に改め、同項第2号中「支給日」の次に「(研修医指導管理者手当及び内視鏡業務手当については、翌月の給料の支給日)」を加える。

別表中「種別」を「種類」に改め、同表公害関係業務等従事手当の部の次に次のように加える。

災害応急作業等手当	(1) 異常な自然現象により重大な災害が発生した、又は発生するおそれがある本市の区域外の地域において災害応急対策又は災害復旧のための業務に従事したとき (当該地域を管轄する他の地方公共団体に派遣され、当該地方公共団体から当該業務に対する給与その他の給付の支給を受ける場合を除く。)	日額	1,080円
-----------	---	----	--------

(2) 上記(1)のうち災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第60条、第61条又は第63条、大規模地震対策特別措置法（昭和53年法律第73号）第26条その他の法令の規定に基づき、避難指示、立入禁止、退去命令等の措置がされた区域において当該業務に従事したとき（ただし、上記(1)との併給はしない。）。	日額	2,160円
(3) 上記(1)又は(2)に該当する場合であって、規則で定める夜間の時間において当該業務に従事したとき（ただし、上記(1)及び(2)との併給はしない。）。	日額	上記(1)又は(2)の額にその100分の50に相当する額を加算した額

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の別表の規定は、令和6年1月1日から適用する。